

# 佐久市サウンディング型市場調査運用指針

令和2年7月



佐久市

## はじめに

---

人口減少・高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増加や、生産年齢人口の減少による税収減、更には老朽化した社会資本の維持・更新等、地方の財政状況は年々厳しさを増しています。

一方、行政需要は確実に増加することが見込まれており、これらの諸課題に対応するためには、業務の効率化をより一層進めるとともに、民間活力を積極的に活用することが求められています。

このような中、一部の自治体においては、民間事業者と様々な形で連携し、公共施設の整備や公有財産の活用、公共サービスの提供等に民間の投資を誘導したり、あるいはそのノウハウ等を活用することで、経費の抑制や歳入の確保、利便性の向上等の面で一定の効果を上げています。

そこで、本市としても、公共施設の整備や公有財産の活用、公共サービスの提供等に民間活力を積極的に取り入れるため、事業の方向性や公募条件等を決定する前段階において、民間事業者から広く意見を求め、直接対話を通して市場性の有無やアイデア等を把握する「サウンディング型市場調査（以下「調査」という。）」を導入することとし、以下のとおり運用のための指針を定めます。

## I 調査目的

---

公共施設の整備や公有財産の活用、公共サービスの提供等への民間活力の導入の方向性等を決定する前段階で、民間事業者との直接対話を行い、市場性の有無やアイデア、ニーズ等を事前に把握することで、事業スキームを構築する際の参考とするほか、当該事業の価値や効果を最大限に高めるための公募条件等の検討を行います。

また、民間事業者が、自らのノウハウや創意工夫を事業に反映できる機会とすることで、事業参画しやすい環境を整えるとともに、事業者の参入意向を把握します。

## II 調査対象

---

民間資金の活用による公共施設の整備をはじめ、民間技術・ノウハウの活用による公共サービス水準の向上、コストの削減又は公有財産の有効活用等、公民連携による多様な取組を対象とします（例：PFI、指定管理者制度、包括的管理委託、業務委託、民営化、ネーミングライツ等）。

なお、調査に当たっては、複数の民間事業者が参加可能な、市場性のある事業スキームの構築に留意します。

### Ⅲ 調査の手順

#### 1 検討開始から公募実施に至るまでの基本的な流れ

内閣府等が示したガイドラインでは、事業検討から事業者選定のための公募の実施に至るまでの間に、対話①（事業発案段階）と対話②（公募条件検討段階）の2つの段階での調査が位置付けられています。

一般的に対話①（事業発案段階）では市場性の把握やアイデアの収集に、対話②（公募条件検討段階）では参入意向の把握や公募条件の設定に重点が置かれます。

調査は必ずしも両方行う必要はなく、下記の主な視点を踏まえ、解決すべき課題や提案を求めたい内容、事業進捗等に応じ総合的に判断した上で実施します。

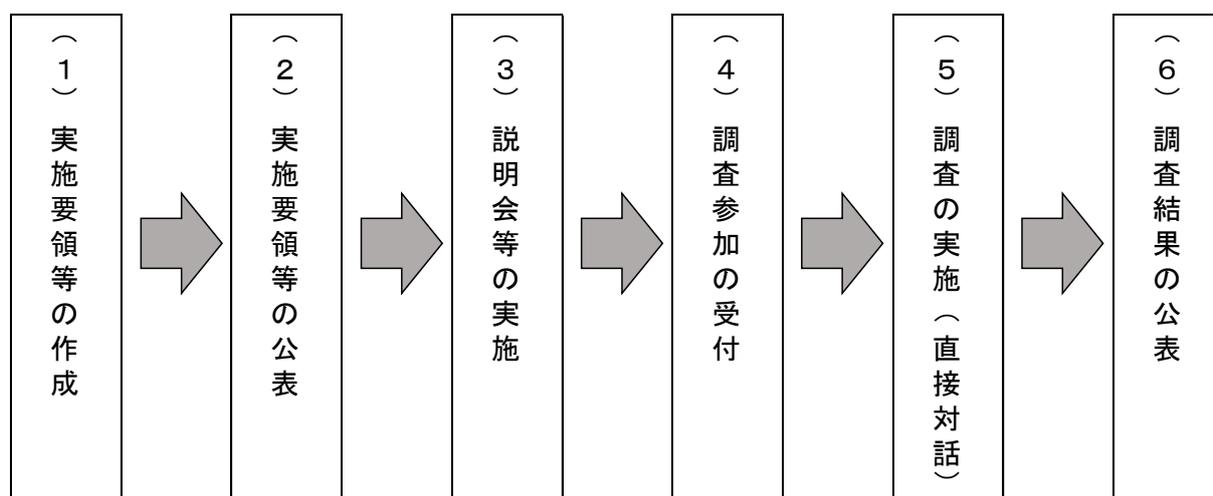


<p>対話① (事業発案段階)</p>	<p>【主な視点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の方向性が定まらない段階において、市場性の有無や民間事業者からのアイデアを把握したいか。</li><li>・ 事業の方向性がある程度定まっている段階で、その市場性や民間事業者からの事業提案等を確認したいか。</li><li>・ 事業コストを下げるための工夫ができないか。</li></ul> <p>など</p>
<p>対話② (公募条件検討段階)</p>	<p>【主な視点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業案について、民間事業者が参入する可能性を把握したいか。</li><li>・ 具体的な事業の実施内容について、民間事業者のアイデアを取り入れたいか。</li><li>・ 公募条件の設定に当たり、民間事業者が参入しやすい条件を整理したいか（例：事業内容、管理運営方法、貸付条件など）。</li><li>・ PPP/PFI導入など事業実施手法について、工夫ができないか。</li></ul> <p>など</p>

## 2 民間事業者との対話手順

調査については、下図の手順を基本として実施することとし、対話①（事業発案段階）、対話②（公募条件検討段階）のいずれの場合においても同様とします。

なお、調査に当たっては、特定の民間事業者が有利にならないように、公平性・透明性の確保に留意します。



### (1) 実施要領等の作成

調査の実施に必要な事項を整理し、実施要領等を作成します。作成に当たっては、解決すべき事項や、意見を求めたい事項を明確に示すことで、より有益な提案が受けられるようにします。

また、本調査の目的があくまでも情報収集であることを踏まえ、あたかも事業実施が既定路線であるかのような誤解を与えることのないよう、検討段階の案である旨を実施要領等に明記します。

実施要領等の公表から対話実施までの期間の設定に当たっては、求める提案の内容に応じて、参加する民間事業者が検討に要する時間を考慮して設定します。

調査への参加資格は、原則として、事業参画を検討する法人その他の団体とし、個人や単なる情報収集を目的とする者は除きます。

なお、調査は任意参加の情報提供との位置付けであり、契約関係を生じないため、参加に要する費用は民間事業者の負担とし、提出資料を求める場合は必要最小限とします。

### 実施要領の主な記載内容（例）

- 調査目的（市側の意向、解決したい課題、期待される効果、経緯、前提条件、その時点での公募条件の骨子案等）
- 対象用地・施設の概要（所在地、面積、建物概要、各種規制、現況等）
- スケジュール（説明会等の開催日時、参加申込期限、対話の開催日時、結果概要の公表等）
- 調査項目（活用アイデア、事業方式の提案、地域貢献策、公募条件の骨子等に対する意見等）
- 調査の手続き（説明会等の開催、質問事項の受付、参加申込み、対話の実施、結果の公表等）
- 留意事項（費用負担、追加対話への協力、提出資料の取扱い等）
- 別紙・参考資料（諸様式、平面図、配置図等）
- 問い合わせ先

## （２）実施要領等の公表

広報紙や市ホームページ、SNS等を活用することで、民間事業者に対して幅広く周知します。

併せて、調査の趣旨や制度概要等についても十分な情報提供を行い、調査そのものに対する理解が深まるように努めます。

また、特定の民間事業者との関係性が強い場合には、利害関係に疑念を抱かれる場合があるため、公平性、透明性に留意することが肝要です。

なお、公表に際しては、本調査の目的があくまでも情報収集であり、調査項目も検討段階の案であることを明記します。

## （３）説明会等の実施

より実情に即した提案を求めるためには、図面等では十分に確認できない詳細な現況を民間事業者を確認してもらう現地見学会・説明会の場を設けることが有効です。

この場合、参加事業者間の情報交換を避けるため、参加者同士が顔を合わせることの無いよう配慮します。

なお、現地見学会・説明会は補足的な情報提供との位置付けから、民間事業者が調査に参加する際の参加要件としないことが一般的です。

また、対象用地や施設等に直接確認すべき事項が少ない場合は、必ずしも開催する必要はありません。

不明点の解消を図るため、説明会等の他に書面による質問も受け付けるようにして下さい。

#### (4) 調査参加の受付

実施要領等の公表後、民間事業者が検討するための期間を一定程度設け、調査への参加申込みを受け付けます。

申込みに当たっては、法人名又は団体名、参加者氏名、直接対話の希望日時等を記載したエントリーシートによることが一般的です。

なお、受付締切後、参加事業者に対して、直接対話の日時・会場等を通知します。

関心が高い案件で、参加希望者が多くなると見込まれる場合には、地域、入札参加資格の有無、会社規模等により一定の参加資格を設け、参加事業者を制限することも可とします。

#### (5) 調査の実施（直接対話）

実施要項等に記載した調査項目について、参加事業者との対面による対話を非公開で実施します。

この場合、アイデアやノウハウ等の保護のため、参加事業者ごとに時間を区切って実施し、事業者が特定されることの無いよう十分に配慮します。

また、詳細な提案内容の確認や、対話の円滑化を図ることを目的に、調査項目に関する回答や考え方、イメージパース、収支シミュレーション等の資料の提供を求めることは可としますが、参加事業者の負担軽減にも留意して下さい。

#### (6) 調査結果の公表

調査により得られた知見や事業に反映する事項の有無、その後の事業の進め方等を周知するため、対話の実施後、結果概要を市ホームページ等で公表します。

結果概要には、実施の経緯、スケジュール、参加事業者数等の基本的事項のほか、対話の概要、結果を踏まえた今後の方針等を記載するのが一般的です。

なお、公表に当たっては、参加事業者の特殊な技術、アイデア、ノウハウ等の詳細について、知的財産保護の観点から非公表とするとともに、公表前に参加事業者に対し、内容の確認を行います。

なお、本調査はあくまでも情報収集を目的に実施するものであるため、参加事業者に対して個別の回答は行いません。

## IV スケジュール

---

全体スケジュールは、事業の規模、手法等によりますが、先行事例では3～6か月程度を要しています。

なお、具体的なスケジュールの設定に当たっては、以下の点に留意して下さい。

- ア 実施要領等の公表から説明会等までは、原則として、2週間以上確保すること
- イ 参加申込みと事前質問の受付は、実施要領等の公表と同時に開始する
- ウ 説明会等は、複数日による開催も検討する
- エ 説明会等から参加申込期限までは、原則として、2週間以上確保すること
- オ 事前質問に対する回答は、参加申込期限までに行うようにする
- カ 参加申込期限から対話実施日までは、原則として、2週間以上確保すること
- キ 対話は、参加申込状況により複数日による開催も検討する
- ク 対話終了から結果概要の公表までは、1～2か月を目安とする

## V その他

---

- (1) 調査実施後は、参加事業者からの提案、意見等を踏まえて事業の方向性、公募条件の再検討等を行い、条件が整った場合において事業者募集を行います。

なお、調査結果によっては、事業のあり方そのものを見直す場合があることを事前に周知するようにします。

また、事業の再検討に当たり、必要に応じ、参加事業者に対して個別に追加質問を行うことも可とします。

- (2) 調査の実施に当たっては、調査を実施する目的、内容、スケジュール等について企画課にあらかじめ協議した上で、手続きを開始することとします。